

質問 伊藤（英）議員（県民 可児市）令和8年3月11日（水）

3 暮らし・健康を守る取組について

（2）県産米の増産に向けた取組方針について

答弁 知事

いわゆる「令和の米騒動」以来、米の価格の高止まりが続いておりますが、その背景としては、政府が長年にわたって進めてきました、国内需要のみを前提とした米の生産をコントロールする仕組みが限界に来ているという指摘がなされているところでございます。

こうした中、本県では、昨年9月に、生産、流通・販売、消費に係る関係者とともに研究会を立ち上げ、米の生産・販売の在り方について議論を重ね、今後の5年間の本県の米対策の指針となります「「ぎふの米」生産・販売拡大アクションプラン」を策定いたしました。

今後は、このアクションプランに基づきまして、生産と販売の両輪で対策を進め、「消費者に選ばれる米」の増産を図っていきたいと考えております。

まず、「生産面の対策」でございますけれども、近年の異常高温によりまして、コシヒカリなどの既存品種では品質と収量の低下が顕著となっており、岐阜大学との共同研究では、温暖化の進行によりまして、更に品質が低下するリスクが示されているところでございます。

そのため、岐阜県が開発しました高温に強く食味の良い品種であります「清流のめぐみ」を令和8年度から奨励品種に採用しまして、本格生産につなげていくとともに、温暖化を逆手に取る形で、1回の田植えで2回収穫を行うという「再生二期作」の導入も進めてまいります。

また、今後、農業従事者の減少が見込まれる中、生産拡大を図るためには、生産性の向上が不可欠であり、スマート農業技術を生かした革新的な農業生産方式の導入を支援するほか、区画拡大などの生産基盤の整備についても強力で推進してまいります。

次に、「販売面の対策」でございますが、新たな需要創出に向けましては、まずは、県産米の流通や価格の実態調査を行うこととしており、その結果を踏まえて、直売所での予約販売や定期購買の仕組みづくりを進めるほか、巨大消費地であります名古屋圏において、飲食店等での利用拡大や百貨店における米のプロモーションに取り組んでまいります。

さらに、海外に向けましては、地域商社と連携しまして県産米の特徴に合わせた取組を進めてまいります。具体的には、本県の代表的な品種である「ハツシモ」。これは、寿司専用米の商品開発を行いまして、海外における寿司人気の広がりに合わせて

販売拡大を図ってまいります。

また、新たに奨励品種に採用する「清流のめぐみ」につきましては、本県の新たなブランド米としての発信を行ってまいります。具体的には、県内の生産者や JA、卸売業者とともにプロジェクトチームを立ち上げ、将来を担う農業高校生などとも連携しながら、消費者においしさなどの価値を実感し、認知していただける統一ロゴやパッケージの作成、SNS などを活用したプロモーション等の戦略を進めてまいります。

担 当 課 農政課

電話番号 058-272-1907

メー ル c11411@pref.gifu.lg.jp

3 暮らし・健康を守る取組について

(3) 女性のホルモンバランスに起因する健康問題について

- ①本県の社会経済に与える影響について
- ②専門性を高めた相談体制の必要性について
- ③専門医の育成をはじめとした新たな支援体制の構築について

答弁 知事

私は国におきまして、ヘルスケア産業課長をはじめとして長く「健康経営」に携わってまいりました。そのなかで女性の健康問題は年々重要度が増しているテーマでございます。

特にご指摘いただきましたように、女性ホルモンの状態変化など女性の健康の特性に応じた支援体制を構築することが必要だと認識しております。

まず、更年期前の段階におきましては、生活スタイルの変化に伴いまして、妊娠・出産の機会の減少に伴う月経回数増加によって、現代の女性は月経関連疾患のリスクが高まっております。

また、更年期以降は、女性ホルモンの減少に伴い、更年期症状や、日常生活に支障を来す更年期障がいリスクが上昇してまいります。

このような女性特有の健康課題によって生じる労働損失は、まさに先ほどご指摘いただきましたけれども、年間約3.4兆円に上ると言われており、社会全体の課題としてとらえるべきテーマとの認識が高まっているところでございます。

そして専門性の高い相談体制の必要性につきましては、これも議員ご指摘のとおり、各保健所に「女性健康支援センター」を設けておりますが、相談内容は「予期せぬ妊娠」や「不妊」など、妊娠関連の相談が多くを占めており、更年期に関する相談については、令和6年度の相談事例がなく、医療関係者との連携も必ずしも十分とは言えない状況となっているところでございます。

こうしたことから、女性特有の健康問題への対応を含めた相談支援体制の強化や関係機関との連携は「喫緊の課題」と認識しております。

今後、女性の健康問題に詳しい医療関係者と連携し、相談支援員の養成、あるいは治療を望む方への医療機関への受診勧奨など、専門的見地からの相談体制の充実を検討してまいります。

他方、働いている女性の立場からは、例えば、「月経関連症状や更年期症状の程度などに応じて、勤務時間を少し短くしたい。逆に、勤務時間を少し短くしてもらえれば、働くことができますよ。」といった相談も寄せられており、経営者・人事担当者など企業側における理解も重要となってまいります。

県では、個人の事情に応じた柔軟な働き方を進める「働いてもらい方改革」を拡大するとともに、こうした多岐にわたる相談にも気軽に応じることができるよう、関係

者と協議会を設置して体制整備について議論してまいりたいと考えております。

また、専門医の育成をはじめとした新たな支援体制の構築に向けて、医療関係者の皆様に、女性特有の健康課題が様々な要因に基づくものであることを理解いただく必要があると考えております。

例えば、女性ホルモンが減少する更年期には、バランスの取れた食事や適度な運動を取り入れて、生活習慣の改善を図ることが重要となります。

その上で、必要に応じて、女性ホルモンを飲み薬や貼り薬といった形で補充する「ホルモン補充療法」を適切に実施することが更年期症状の改善に有用とされておりますが、欧米諸国に比べて、まだ日本ではあまり浸透していないのが実情でございます。

今後、こうした女性特有の健康問題への対処方法について理解を深めていただくための講習会、これを開催するとともに、患者の状況に応じた診療、紹介、又は逆紹介、そして連携体制構築を通じて、健康の維持管理とともに、いざという場合に早期の診断、治療につなげられる体制の構築を検討してまいります。

担 当 課 保健医療課

電話番号 058-272-8497

メー ル c11223@pref.gifu.lg.jp